

第2次五條市男女共同参画計画

助け合い 豊かに暮らせる まちづくり

男女の人権の尊重



国際的協調



社会における制度
又は慣行への配慮



男女共同参画社会の実現をめざして

男女の互いの性への
理解と健康への配慮



政策・方針決定過程
における共同参画



家庭生活と他の
活動との両立



五 條 市 民 憲 章

わたくしたちは、豊かな自然と伝統にはぐくまれて未来に伸びゆく五條の市民です。
わたくしたちは、五條市民であることに誇りと責任をもち、愛する五條をいっそう明るく魅力ある住みよいまちにするため、市民憲章を定め、心のよりどころとします。

- 一、古い文化と恵まれた自然を守り、緑と水のきれいなまちをつくりましょう。
- 一、人権を尊び、互いに助け合い、夢とやすらぎのあるまちをつくりましょう。
- 一、心身を鍛え、スポーツに親しみ、明るく活気に満ちたまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、視野を広め、人情味あふれるまちをつくりましょう。
- 一、地域産業の振興につとめ、豊かで住みよいまちをつくりましょう。

(昭和 57(1982)年 9月 15日 制定)

計画の概要

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化が進む中、平成17（2005）年9月の1市2村の合併、経済や地域社会などの変化を背景に、男女間の暴力に関する問題の多様化のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍支援に関することなど、男女共同参画に関する新たな課題や取組みが求められています。さらに、男女の性別のみならず、多様な性を含めたすべての人が尊重され、対等な立場で参画することのできる社会の実現も求められています。

五條市においては、平成15（2003）年に「五條市男女共同参画プラン」を策定し、平成29（2017）年3月に「五條市男女共同参画推進条例」を制定しました。社会情勢やこれまでの施策の取組み状況を踏まえ、同条例第9条の趣旨に基づき、プランを改定し、「第2次五條市男女共同参画計画」を策定することにより、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村計画です。

本計画は、市の施策を明らかにし、市民と事業者と市が一体となって行動するため策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から2028年度の10年間を目途とします。ただし、男女共同参画に関する国内外の社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の基本理念

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 男女の人権の尊重 | 2 社会における制度又は慣行への配慮 |
| 3 政策・方針決定過程における共同参画 | 4 家庭生活と他の活動との両立 |
| 5 男女の互いの性への理解と健康への配慮 | 6 国際的協調 |

計画の愛称について

五條市男女共同参画審議会において、「男女共同参画が実現された社会」を目指す親しみやすい表現として、「助け合い 豊かに暮らせる まちづくり」としました。

年号の表記について

新元号の施行に伴い、平成31（2019）年までは、和暦と西暦を併記し、2020年以降は西暦のみの表記としています。

計画の体系

基本目標	基本方針	基本施策
基本目標 1 男女共同参画社会 実現への意識づくり	1 意識改革	①男女共同参画社会実現への意識啓発 ②男女共同参画に関する情報収集と情報提供
	2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実	①保育・教育における男女共同参画の推進 ②社会生活における男女共同参画学習の推進
基本目標 2 あらゆる人が参画 できる基盤づくり	3 働く場における男女共同参画の推進	①事業所での男女共同参画促進 ②農林業及び商工業等自営業での男女共同参画促進 ③女性の人材活用とチャレンジ支援
	4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	①市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ②地域活動等における方針決定過程への女性の参画の促進
	5 防災・減災活動、まちづくりの推進	①様々な人の視点での防災対策の推進 ②地域活性化のためのまちづくりの推進
基本目標 3 互いに支え合う 環境づくり	6 ワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援体制の充実
	7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備	①男性の家事や子育て・介護などへの参画促進 ②あらゆる人がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり ③子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実
	8 援助を必要とする人への支援	①ひとり親家庭等への支援の充実 ②在住外国人家庭への支援の充実 ③高齢者や障がいのある人への支援の充実
基本目標 4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり	9 あらゆる暴力に対する対策の推進	①あらゆる暴力根絶にむけた意識啓発の推進 ②あらゆる暴力根絶のための学習機会の提供 ③あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化 ④被害者に対する相談・支援体制の充実
	10 ハラスメントの防止対策の推進	①ハラスメント防止のための啓発の推進 ②庁内でのハラスメント対応体制の整備
	11 性の理解と生涯を通じた健康支援	①性を正しく理解・尊重するための教育と啓発 ②心身の健康づくりへの支援 ③妊娠・出産等への支援

計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会実現への意識づくり



基本方針 1 意識改革

暮らしの様々な場面におけるしくみや慣行等を男女共同参画の視点に立って見直し、人権尊重意識と男女平等意識の浸透を図るために、広報・啓発活動や情報提供を積極的に展開します。

【基本施策】

- ① 男女共同参画社会実現への意識啓発
- ② 男女共同参画に関する情報収集と情報提供

基本方針 2 男女共同参画を推進する保育・教育、学習の充実

保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校では、社会の一員としての自覚と責任感及び男女平等・男女共同参画について、子どもの発達段階に応じた指導に努めます。

生涯学習では、生きがいを持って豊かな人生を送ることができる機会を提供し、その成果を活かすことのできる社会の実現を目指します。

【基本施策】

- ① 保育・教育における男女共同参画の推進
- ② 社会生活における男女共同参画学習の推進

みんなで取り組みましょう！

○暮らしにおけるしくみや、慣行の中にある固定的な性別役割分担意識を変えていきましょう。



成果・活動指標	現状値	目標値 (2028年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度（「内容まで知っている」と「見聞きしたことがある」と答える人の合計の割合）	女性 67.2% 男性 72.1% (平成 30(2018)年度)	女性 80%以上 男性 80%以上
男女の地位の平等感「学校教育の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 48.1% 男性 48.4% (平成 30(2018)年度)	女性 80%以上 男性 80%以上
男女の地位の平等感「社会全体でみて」“平等”であると答える人の割合	女性 14.3% 男性 22.8% (平成 30(2018)年度)	女性 50%以上 男性 50%以上
市ホームページ「男女共同参画」のページのアクセス数	705 件 (平成 29(2017)年度)	前年度以上 (毎年度)
市職員「男女共同参画研修」の開催回数	年 0 回(平成 30(2018)年度)	年 1 回以上 (新規採用者、階層別)
男女共同参画講演会への参加人数	93 人 (平成 30(2018)年度)	前年度以上 (毎年度)
地区別懇談会の受講者数	639 人 (平成 29(2017)年度)	前年度以上 (毎年度)

基本目標2 あらゆる人が参画できる基盤づくり



基本方針3 働く場における男女共同参画の推進

女性がライフスタイルにあった就業ができるよう、キャリアアップのための学習機会や、就職機会の情報提供、人材活用促進などの支援、また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント等、男女の均等な機会と待遇の確保に向け、事業所や関係機関と連携し推進します。

【基本施策】

- ① 事業所での男女共同参画促進
- ② 農林業及び商工業等自営業での男女共同参画促進
- ③ 女性の人材活用とチャレンジ支援

基本方針4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

市が率先してあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進めていきます。市民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待されます。

【基本施策】

- ① 市政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ② 地域活動等における方針決定過程への女性の参画の促進

基本方針5 防災・減災活動、まちづくりの推進

防災訓練の実施や地域の自主防災組織へのあらゆる人々の積極的な参加を促進し、様々な視点やニーズを活かした防災体制の整備・充実を図ります。

また、あらゆる人々が協力しながら地域行事等様々な分野で活動でき、意思決定の場にも、多様な人材が集うよう推進します。

【基本施策】

- ① 様々な人の視点での防災対策の推進
- ② 地域活性化のためのまちづくりの推進

みんなで取り組みましょう！

- 男女がともに働きやすい職場づくりに努めましょう。
- 防災訓練や防災研修などに積極的に参加しましょう。



成果・活動指標	現状値 (平成 30(2018) 年度)	目標値 (2028 年度)
男女の地位の平等感「仕事場」で“平等”であると答える人の割合	女性 25.1% 男性 35.4%	女性 50%以上 男性 50%以上
男女の地位の平等感「地域活動の場」で“平等”であると答える人の割合	女性 30.3% 男性 41.8%	女性 50%以上 男性 50%以上
市の管理職（課長補佐以上）に女性が占める割合	23.3%（27/116 人）	30%以上
校長・教頭職に女性が占める割合	小学校 37.5%（3 人/8 校） 中学校 40%（2 人/5 校）	継続的に増加
審議会等の女性委員の割合	26.4%	30%以上
自治会の会長職に女性が占める割合	3.1%（9/295 人）	10%以上

基本目標3 互いに支え合う環境づくり



基本方針6 ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域活動等のバランスが取れたライフスタイルを確立できるよう情報提供・啓発活動、安心して働き続けるための支援策を充実します。

【基本施策】

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援体制の充実

基本方針7 仕事と家庭生活が両立できる環境整備

男女がともに協力しながら家庭での責任を果たし、家族全員が家事、育児、介護、地域活動等に積極的に参画することを促進します。

また、子育て支援、介護や生活支援等のサービスの充実を図り、仕事と子育て、介護が両立しやすい環境整備に努めます。

【基本施策】

- ① 男性の家事や子育て・介護などへの参画促進
- ② あらゆる人がともに地域活動等に参画しやすい環境づくり
- ③ 子育てや介護などの負担軽減のための支援の充実

基本方針8 援助を必要とする人への支援

複雑に変化する社会情勢の中、生活困難な状況に置かれている人の視点に立ち、様々な人々が安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

【基本施策】

- ① ひとり親家庭等への支援の充実
- ② 在住外国人家庭への支援の充実
- ③ 高齢者や障がいのある人への支援の充実

みんなで取り組みましょう！

○「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など労働関係法令に関心を持ち、事業主は法を遵守しましょう。

○自分でできる身の回りのことは自分で行い、家事能力を身につけましょう。



成果・活動指標	現状値	目標値（2028年度）
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度（「内容まで知っている」と「見聞きしたことがある」と答える人の合計の割合）	女性 51.3% 男性 60.5% (平成 30(2018)年度)	女性 80%以上 男性 80%以上
家庭内の仕事の分担で“主に担っている”と答える人の割合	“父母又は夫婦が協力して”と答える人の割合	
① 「日常の家事」	① 13.4%	① 60%以上
② 「家族の介護や看護」	② 27.0%	② 70%以上
③ 「子育て」	③ 30.5%	③ 70%以上
	(平成 30(2018)年度)	
市男性職員の育児休業取得率	14.3% (1/7人) (平成 29(2017)年度)	前年度以上 (毎年度)
母子自立支援就労相談件数	6件(平成 29(2017)年度)	継続実施
「Gojo 元気サポーター」養成講座終了者数	女性34人 男性2人 合計36人 (平成 30(2018)年度)	継続実施

基本目標4 互いに尊重し安心して暮らせる環境づくり



基本方針9 あらゆる暴力に対する対策の推進

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を認めない社会意識の醸成を図り、関係機関との連携を強化します。また、児童虐待においても、啓発活動や支援体制の整備に努めていきます。

- 【基本施策】
- ① あらゆる暴力根絶にむけた意識啓発の推進
 - ② あらゆる暴力根絶のための学習機会の提供
 - ③ あらゆる暴力防止のための関係機関との連携強化
 - ④ 被害者に対する相談・支援体制の充実

基本方針10 ハラスメントの防止対策の推進

市内事業所に対して、セクハラ、パワハラ、マタハラ等様々なハラスメントの防止について、継続的に啓発を行い、取組の重要性について働きかけます。また、学校教育の場や地域活動での様々なハラスメントについても取組の推進を図ります。

- 【基本施策】
- ① ハラスメント防止のための啓発の推進
 - ② 庁内でのハラスメント対応体制の整備

基本方針11 性の理解と生涯を通じた健康支援

人生の段階において、女性であるがゆえ、男性であるがゆえに直面する心身の不調、生きづらさについて配慮した健康支援が求められています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立って「女性の自己決定権」を保障することについて理解した上で、あらゆる人の生涯を通じた心身の健康のための支援を行います。

- 【基本施策】
- ① 性を正しく理解・尊重するための教育と啓発
 - ② 心身の健康づくりへの支援
 - ③ 妊娠・出産等への支援



みんなで取り組みましょう！

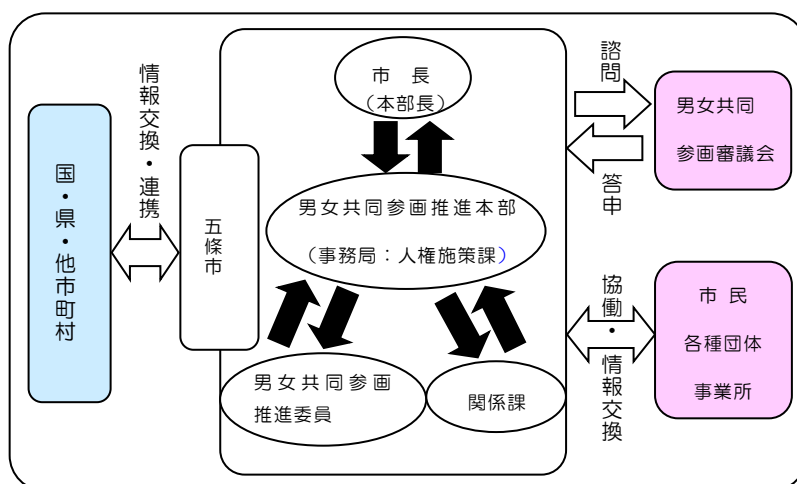
- ひとりで抱え込まず、女性や子供に関する人権相談窓口を活用しましょう。
- 様々なハラスメントを起こさない職場環境をつくりましょう。

成果・活動指標	現状値	目標値 (2028年度)
暴力防止、暴力根絶のための啓発活動 (オレンジ・パープルリボン運動)	年5回実施 1,000人(累計) (平成30(2018)年度)	継続実施
健康寿命(65歳時の平均自立期間)	女性 21.04年 男性 18.36年 (平成28(2016)年度)	男女とも延伸
母親教室・両親教室への参加者数	41.1% (58/141人) (平成29(2017)年度)	前年度以上(毎年度)
子宮がん検診の受診率(20~69歳)	21.8%(平成29(2017)年度)	前年度以上(毎年度)
乳がん検診の受診率(40~69歳)	25.4%(平成29(2017)年度)	前年度以上(毎年度)
健康ホットライン(こころの相談)	59人(平成29(2017)年度)	自殺者数の減少

計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、庁内推進体制の強化を図り、国、県、他市町村及び市民、事業所、各種団体と連携して取組を進めます。

また、五條市男女共同参画審議会を設置し、施策の進捗状況の検証及び施策の推進に関する検討、助言をいただき、施策に反映します。

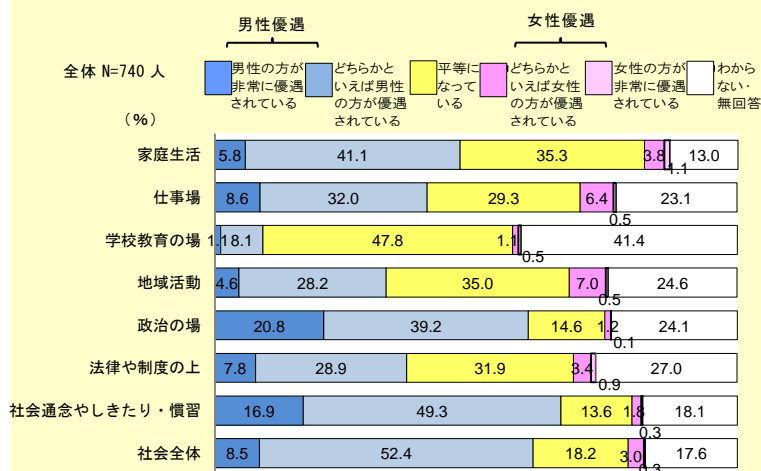


どうして男女共同参画計画が必要なのでしょう？

男女平等と感じている市民の割合が低い

全ての分野において、『男性優遇』の割合が『女性優遇』の割合を上回っています。

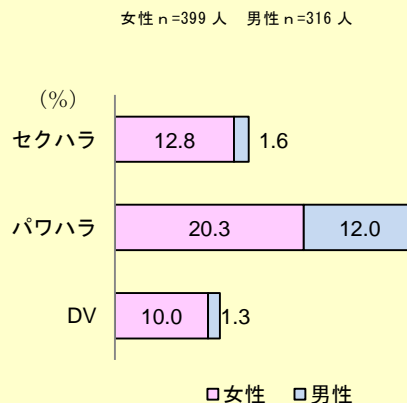
図表 1：男女の地位の平等意識について



ハラスメントにより人権が侵害されている

各種ハラスメントの被害者の多くが女性となっています。

図表 2：各種ハラスメント「自分が被害を受けたことがある」と答えた人の男女別割合



資料：五條市男女共同参画に関する市民アンケート調査(平成 30(2018)年度)

計画を策定し、施策を進めることで、市民一人ひとりの人権が尊重され、男性も女性も自らの意欲に応じて活躍できる社会を築きます。

第 2 次五條市男女共同参画計画 概要版 助け合い 豊かに暮らせる まちづくり

発行：平成 31 (2019) 年 3 月 五條市すこやか市民部 人権施策課 男女共同参画係

〒637-0042 五條市五條 4 丁目 1 番 3 号 五條市人権総合センター内

TEL 0747-25-1137 FAX 0747-24-4003